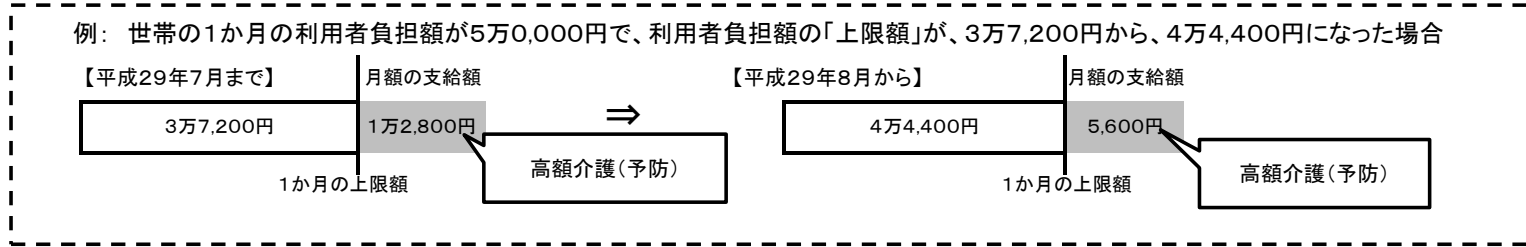


高額介護(予防)サービス費

(資料51-1)

高額介護(予防)サービス費とは、1か月に利用する介護保険サービスの世帯の利用者負担額が、高額にならないように、利用者負担額が「上限額」を超えた場合に、超えた額を支給するものである。



激変緩和の 時限措置

平成29年8月から、住民税課税世帯の「上限額」が、一部引き上げられたことに伴い、3年間の時限措置として、1年を通して負担が増えないようにする措置が設けられた。

例：世帯の1か月の利用者負担額が5万0,000円で、利用者負担額の「上限額」が、3万7,200円から、4万4,400円になった場合で、1年間の合計が、44万6,400円(3万7,200円×12か月)から、53万2,800円(4万4,400円×12か月)になるが、時限措置により、差額分の8万6,400円が、あとから支給される場合

【平成28年8月～平成29年7月までの1年間】			【平成29年8月～平成30年7月までの1年間】		
8月	3万7,200円	1万2,800円	8月	4万4,400円	5,600円
9月	3万7,200円	1万2,800円	9月	4万4,400円	5,600円
10月	3万7,200円	1万2,800円	10月	4万4,400円	5,600円
11月	3万7,200円	1万2,800円	11月	4万4,400円	5,600円
12月	3万7,200円	1万2,800円	12月	4万4,400円	5,600円
1月	3万7,200円	1万2,800円	1月	4万4,400円	5,600円
2月	3万7,200円	1万2,800円	2月	4万4,400円	5,600円
3月	3万7,200円	1万2,800円	3月	4万4,400円	5,600円
4月	3万7,200円	1万2,800円	4月	4万4,400円	5,600円
5月	3万7,200円	1万2,800円	5月	4万4,400円	5,600円
6月	3万7,200円	1万2,800円	6月	4万4,400円	5,600円
7月	3万7,200円	1万2,800円	7月	4万4,400円	5,600円
1か月の上限額			1か月の上限額		

月額の支給額
1万2,800円 × 12か月
= 年額の支給額 15万3,600円

時限措置により

月額
5,600円 × 12か月
= 合計の支給額 6万7,200円

年額
利用者負担額 53万2,800円
- 年額の上限額 44万6,400円
= 年額の支給額 8万6,400円

月額十年
月額の支給額 6万7,200円
+ 年額の支給額 8万6,400円
= 合計の支給額 15万3,600円